

著作権	判決年月日	令和6年9月25日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和5年(ネ)第10111号		

○ 被控訴人が被告各製品（子供用椅子）を製造販売等する行為が、控訴人らが製造販売等する原告製品（子供用椅子）の商品等表示を侵害するものとは認められず、また、原告製品は、応用美術としての著作物性が認められないなどとして、控訴人らの被控訴人に対する被告各製品の製造販売等の差止め及び廃棄、損害賠償、謝罪広告の掲載等の請求をいずれも棄却した事例

（事件類型）差止・廃棄、損害賠償、謝罪広告 （結論）控訴棄却

（関連条文）不正競争防止法2条1項1号・2号、著作権法2条、21条、27条

（原判決）東京地方裁判所令和3年（ワ）第31529号

判決要旨

- 1 本件は、子供用椅子である原告製品（TRIPP TRAPP）の著作権又は独占的利用権を取得し製造販売等を行っている原告ら（控訴人ら）が、被告（被控訴人）に対し、被告による子供用椅子である被告各製品の製造販売等の行為は、(1) 原告らの商品等表示として周知又は著名なものと同一の商品等表示を使用する不正競争行為（不競法2条1項1号、2号）、(2) 原告らの著作権又はその独占的利用権の各侵害行為（著作権法21条、27条）、(3) 取引における自由競争の範囲を逸脱する不法行為（民法709条）に、該当するなど主張して、被告に対し、製造販売等の差止め及び廃棄、損害賠償、謝罪広告の掲載等を求める事案である。
- 2 原審は、原告らは、原告製品全体の形態や、原告製品の本件形態的特徴（特徴①原告製品が、左右一対の側木の2本脚であり、かつ、座面板及び足置板が左右一対の側木の間に床面と平行に固定されている点、及び、特徴②左右方向から見て、側木が床面から斜めに立ち上がっており、側木の下端が脚木の前方先端の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接していることによって、側木と脚木が約66度の鋭角による略L字型の形状を形成している点）の商品等表示該当性は認められず、原告製品の直線的構成美に著作物性を認めるとしても、被告各製品は原告製品を複製又は翻案するものではなく、一般不法行為も成立しないなどとして原告らの請求をいずれも棄却した。これに対し、原告らが控訴した。
- 3 本判決は、原告らの控訴を棄却した。不競法上の争点及び著作権法上の争点に係る本判決の判断の概要は、次のとおりである。
- 4 不競法上の争点について、原告製品は、本件顕著な特徴（特徴①、特徴②及び特徴③側木の内側に形成された溝に沿って座面板と足置板の両方をはめ込み固定する点）を不可分に結合させた上、側木と脚木を一直線とするデザインを採用したことにより、他の製品にはみられない洗練されたシンプルでシャープな印象を与え、商品等表示該当性

が認められることになったものと判断する。そして、原告製品の本件顕著な特徴は、被告各製品が販売されるようになった時点で、原告らの業務に係る商品を表示するものとして「周知」となっていたと認めるのが相当である。他方、被告各製品は、本件顕著な特徴を備えていないから、取引の実情の下において、取引者、需要者が、両者の外観、称呼、又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるものとはいえない。よって、原告らの商品等表示と被告各製品の形態が類似すると認めることはできない。

- 5 著作権法上の争点について、意匠法による保護と著作権法による保護の内容や同法2条2項の規定の存在を踏まえると、原告製品のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られると解するのが相当である。原告製品は、特徴①から特徴③まで及び側木と脚木をそれぞれ一直線とするデザインという本件顕著な特徴があり、これにより原告製品の直線的な形態が際立ち、洗練されたシンプルでシャープな印象を与えるものとなっていると認められる。しかし、本件顕著な特徴は、2本脚の間に座面板及び足置板がある点（特徴①）、側木と脚木とが略L字型の形状を構成する点（特徴②）、側木の内側に形成された溝に沿って座面板等をはめ込み固定する点（特徴③）からなるものであって、そのいずれにおいても高さの調整が可能な子供用椅子としての実用的な機能そのものを実現するために可能な複数の選択肢の中から選択された特徴であり、これらの特徴により全体として実現されているのは椅子としての機能である。したがって、本件顕著な特徴は、原告製品の椅子としての機能から分離することが困難であり、本件顕著な特徴を備えた原告製品は、椅子の創作的表現として美感を起こさせるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということとはできない。また、原告製品は、その製造・販売状況に照らすと、専ら美的鑑賞目的で制作されたものと認めることもできない。仮に、原告製品の本件顕著な特徴について、独立の美的鑑賞の対象となり得るような創作性があると考えたとしても、被告各製品は、本件顕著な特徴を備えていないから、被告各製品から原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできない。そうすると、結局、本件において、著作権侵害は成立しないといわざるを得ない。